

## 熊本市外部監査契約に基づく監査に関する条例

平成 11 年 3 月 16 日

条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 252 条の 27 第 1 項に規定する外部監査契約に基づく監査に関し必要な事項を定めるものとする。

(包括外部監査契約に基づく監査)

第 2 条 市と法第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約を締結した法第 252 条の 29 に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。

- (1) 市が法第 199 条第 7 項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの
- (2) 市が出資しているもので法第 199 条第 7 項の規定に基づき政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの
- (3) 市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの
- (4) 市が受益権を有する信託で法第 199 条第 7 項の規程に基づき政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの
- (5) 市が法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

(平 15 条例 58・一部改正)

(個別外部監査契約に基づく監査)

第 3 条 法第 75 条第 1 項の請求をしようとする者は、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて法第 252 条の 27 第 3 項に規定する個別外部監査契約(以下「個別外部監査契約」という。)に基づく監査によることを求めることができる。

- 2 市議会は、法第 98 条第 2 項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。
- 3 市長は、法第 199 条第 6 項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

- 4 市長は、次に掲げるものについての法第 199 条第 7 項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。
- (1) 市が法第 199 条第 7 項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの
  - (2) 市が出資しているもので法第 199 条第 7 項の規定に基づき政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの
  - (3) 市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの
  - (4) 市が受益権を有する信託で法第 199 条第 7 項の規定に基づき政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの
  - (5) 市が法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの
- 5 法第 242 条第 1 項の請求をしようとするものは、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

(平 15 条例 58・一部改正)

#### 附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 12 月 22 日条例第 58 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされた公の施設の管理受託者に係る当該公の施設の管理に関する事項については、この条例による改正前の第 2 条第 5 号及び第 3 条第 4 項第 5 号の規定は、なおその効力を有する。